

## 幸区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条に基づき、幸区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 幸区役所職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 幸区役所職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) 幸区役所その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、まちづくり推進部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

まちづくり推進部担当部長
区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長
道路公園センター所長
危機管理担当課長
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長
まちづくり推進部地域振興課長
まちづくり推進部生涯学習支援課長
まちづくり推進部生涯学習支援課担当課長（日吉地区）
区民サービス部区民課長
区民サービス部保険年金課長
区民サービス部保険年金課担当課長（収納）
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域ケア推進課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 高齢・障害課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保護第1課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保護第2課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 衛生課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 〔保育所等・地域連携担当〕
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 〔学校・地域連携担当〕
道路公園センター管理担当課長
道路公園センター協働・利活用推進担当課長
道路公園センター整備担当課長